

京都大学職員組合

組合費半額

最大15ヵ月間 今がチャンス!

職員組合の活動は組合員の皆さんから集められた組合員費で支えられています。

けれども、新しく職員組合に加入された方にとっては、組合員費が妥当な金額なのかどうか実感しにくいかもしれません。そこで、新しく組合に加入して下さった方については下の表にあるような期間(だいたい1年くらい)、**組合員費を半額**にいたします!

新しく加入を検討されている方、これから近くの人に声をかけようとしている方、どうかこのチャンスをご利用ください。この仕組みは、**新しく加入されるすべての新組合員の皆さんに自動的に適用**されます。

職員組合は働く環境をよりよくするために活動しています。5年雇用期限問題においては情報提供や個別の相談だけではなく、実際に雇用継続を勝ち取ることもできています。皆さんからお預かりしている組合員費は決して割高ではないと実感していただくと自負しています。

お互いに支えあうことで身近な労働問題を解決していきましょう。皆さんの職員組合へのご加入を歓迎いたします。

この期間に加入すると翌月から **ここまで組合費が半額!!**



半年お試し加入

「以前から、少し関心はあるけれど…」
「組合活動の意義は、わかるけれど…」
「先日、加入を勧められたけれど…」
躊躇するその気持ち、よくわかります。
もっと組合の活動を知ってもらえれば、
気持ちに変化があるかもしれません。



「半年お試し加入」期間を設けてみました。
期間中は、組合費をいただきませんが、
組合員と同じように、情報をお届けして、
各種イベントなどにもご参加いただけます。
組合の活動を、より知っていただいてから、
半年後に加入のご判断いただきたいのです。

是非職員組合事務所までご連絡ください

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局: 部署:

職種/職名: (例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他 ()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: @

あなたも組合に!

お申し込み
FAX:075-751-8365
http:join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先
京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email: office@g.kyodai-union.gr.jp
URL: http://www.kyodai-union.gr.jp

職員組合ニュース

「タテカン」団交の報告

——職組の要求・質問にまともに 答えず、事実を歪曲する京大法人



- 江田 憲治 (京大職組中央執行委員会委員長)
- 高山佳奈子 (京大職組中央執行委員会副委員長)
- 栗山 敦 (京大職組中央執行委員会書記次長)
- 駒込 武 (京大職組中央執行委員会委員)



はじめに…

2019年2月22日、職員組合は昨年5月に京大法人により強制撤去された立看板(厳密には掲示ボード)の回復を求める団体交渉を実施しました。この団交内容と職組の見解を以下3点に分けて報告させていただきます。まず強調したいのは、団交の場で担当理事が事実関係を無視した回答・返答に終始したことです。

(1) 事実関係を無視した 不誠実な理事の回答

理事の回答をまとめると、以下の4点です。

- ① 本部・北部キャンパス外構に掲出されている立看板について、2017年10月に京都市から文書指導を受け、同年11月の部局長会議でも審議し、京都市に所在する公的機関として条例を遵守する判

断をし、これを決定した。

- ② 職員組合には、11月の部局長会議の方針審議の直後から折衝等で情報を出し、その後も情報提供を繰り返し重ねて協力を依頼した。
- ③ キャンパス内側の部局管理敷地に立看板を設置する場合には、総務部が調整するので要望を出してほしい。
- ④ 職員組合がこれまでに立看板を設置していた近くに代替場所の提案もした。

こうした回答では、条例遵守の方針を固めた2017年11月に京大法人が職員組合に上記の①～④の説明をしたかのようなようですが、実はそうではありません。理事は**間違っただ事実関係を**言い立てています。**時系列をも歪曲**しているのです。職員組合は、京大法人が2018年5月13日に立看板を撤去するまでの間、折衝などで次のような疑義を投げかけていました。

【次頁へ続く】

- (A) 11月に京大法人は新たに「京都大学立看板規程(以後、『立看板規程』とする)」を制定したが、そこには学生の承認団体についての立看板設置基準が定められているだけで、職員組合などの職員団体については触れられておらず、職員組合がこの規程の対象になるかどうか不明である。
- (B) 「立看板規程」の例外として「部局の長が特に認める場合」についても、全学の教職員を組織対象とする労働組合が個別部局に立看板の掲出の承認を求めることは、組織の対応関係として不適切ではないか。
- (C) 労働組合の表示物は条例に掲出に許可不要と明記されており、かつ職員組合の立看板単体は条例の規格内に収まっているが、具体的な条例違反状況が不明だ。

これらの疑義に対して、(A)と(B)について具体的な説明がされたのは、立看板撤去直前の5月7日です。京大法人のいう④の代替設置提案があったのは、職員組合が2018年の5月14日に抗議文、6月21日と8月9日に回復要求書を提出した後の8月21日のことでした。(C)の具体的な条例違反状況の説明に至っては、**今回の団体交渉当日**のことです(次項参照)。すなわち、団交の場で理事が行ったのは、時系列を無視した法人側に一方的に都合のいい「説明」にすぎません。これまでの声明、抗議文、要求書でも重ねて述べてきましたが、職員組合が最も強く批判しているのは、協議が継続中で妥結にも決裂にも至っていない状況であったにもかかわらず、京大法人が職員組合の立看板を強制撤去したということなのです。



(2)組合の看板はどうして京都市の条例に違反しているのか？ ——京大法人の不誠実な対応と不十分な回答

職組は今回の団交で、組合の立看板が「京都市屋外広告物等に関する条例」のどこに違反していると認識しているのかを尋ねたところ、「擁壁」への掲示により「都市の景観に悪影響を及ぼすおそれがあるもの」という規定(条例第5条第1項第6号)と屋外広告物の立面積の合計にかかわる規定(条例第11条第1項第9号)ということでした。後者について詳細を確認したところ、次のような説明でした。

本部構内の4辺のうち、今出川通り沿いは「沿道二種地域」なので合計15平米以下、残りは「第二種地域」なので合計5平米以下という基準があるが、より緩い前者の基準が適用される。法人側の掲示する屋外広告物だけで合計15平米という基準を越えているので、それ以外の屋外広告物は一切認められない。それが京都市の解釈であり、京都大学もこれに従っている。

組合の立看板が条例違反とみなされた理由を確認できたのは初めてです。これまで京大法人は条例に違反する(と京大法人が考える)具体的な根拠を一切示さずに看板を撤去し、組合の質問にも答えてこなかったのです。このことを組合は、京大法人の不誠実な対応と考えます。

しかも、一般的な店舗を想定した合計面積の規定を、京都大学の広大なキャンパスに適用するのはナンセンスではないのか？ 上位規程たる屋外広告物法には「国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。また京都市条例でも「政治活動、労働組合活動」などの非営利の活動を保護すべきとしています。これらをふまえて、条例を解釈すべきではないか？ このように問うても、京都市から「違

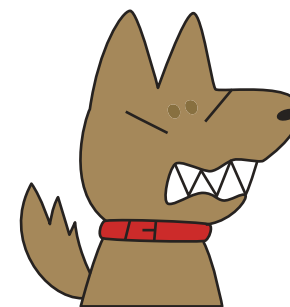
法」と指導された以上、それに従わねばならない、の一点張りでした。本当にそれでいいのでしょうか？

(3)法令に基づいて設立されている職組の看板が、なぜ「総長承認団体に限る」とする「京都大学立看板規程」で撤去されるのか？

そもそも、2018年5月1日に施行された京都大学立看板規程は、第2条で「立看板の設置は、京都大学学内団体規程(略)により総長が承認した団体が行うものに限る」とし、第3条で指定設置場所を設けることとしています。しかし、職員組合は法令を根拠として設立されているものであって、この「団体」に該当しません。立看板規程11条は「第2条及び第3条の規定にかかわらず、本学が別に指定する場所以外に立看板を設置しようとする者は、設置しようとする敷地を管理する部局の長が特に必要と認めた場合、当該敷地に立看板を設置することができる」とし、公認学生団体が指定場所に立看板を設置する場合よりも厳格な個別審査を定めています。使用者たる大学法人と対等に交渉する立場にある職員組合が、学生団体よりも劣後する扱いを受けることはありません。

職員組合としては、組合がこの規程の適用を受けないものと理解していました。ところが、この問題に関する団体交渉の機会すらなく、組合の立看板はすべて一方的に撤去されました。理事は今回の団体交渉において「職員組

合については総務部が部局と調整をする」と述べるにとどまっております。規程上、職員組合は学生団体に認められた権利すら剥奪されている状態です。



おわりに

以上に述べました3点から考えると、京大法人が職組の要求に対して示した回答は、きわめて不十分で、不誠実なものと言わざるを得ません。

そもそも、京大法人は、昨年5月に、組合の立看板計7枚を突如撤去しながら、11月7日になってそのうち北部構内の2枚を再設置しました。これはどのように考えても(京大法人の考える基準に照らしても)2枚の撤去が不当であったからに他なりません。ところが、理事は団交の場で言を左右にして、北部の看板2枚の撤去が誤りであったことさえも認めませんでした。明確な誤りさえも、認めることができないのが、今の京大法人なのでしょう。

あまつさえ、京都市の条例の規制が一区画(今回の場合、吉田本部構内に当たります)15平米であること、市内の事業所のほとんどが規制にしたがっていることのみを繰り返し述べ、看板撤去の原因は組合の不对応にある(責任は組合にある——(1)で述べましたように、これは事実関係の歪曲です)かのような文言を繰り返し、条例解釈の根拠の公表を団交の日に至るまで遷延しながら、そのことの不当性をまったく認めないのが、今回の京大法人の団交対応です。

自らの誤りをまったく認めず、批判の相手にその責任を押しつける手法が、わたくしたち京都大学の、法人側にとってよいものなのでしょうか？ いまこの疑問を、職組のメンバーのみならず、すべての京大に働くみなさんに問います。

